

「知的財産推進計画2020」等の政府方針(著作権関係抜粋)

「知的財産推進計画2020～新型コロナ後の「ニュー・ノーマル」に向けた知財戦略～」(令和2年5月27日知的財産戦略本部)や「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)、「経済財政運営と改革の基本方針2020～危機の克服、そして新しい未来へ～」(令和2年7月17日閣議決定)、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」(令和2年7月17日閣議決定)、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～」(令和2年4月20日閣議決定)の中では、以下のとおり、著作権関連の課題が示されている。

知的財産推進計画2020(令和2年5月27日知的財産戦略本部)

3. イノベーションエコシステムにおける戦略的な知財活用の推進

(1) 創造性の涵養/尖った人材の活躍

(現状と課題)

新型コロナによる緊急事態の中で、教育分野においてはオンライン授業の導入等が推進されているが、児童生徒・学生やその保護者の中には、このような新しい教育環境への対応を余儀なくされることへの不安を感じているとの声もある。ニュー・ノーマルは不安定な時代になると考えられるが、そのような時代に対応すべく、全ての人が新しい教育環境に適用できるよう配慮しつつ、教育分野におけるDXを一気に進めていく必要がある。

従来我が国では、バランスのとれた能力や他人との協調性の高さが重要とされてきた。このような国民性や価値観は、国際競争上の我が国の弱点としてネガティブに取り上げられることがあるが、新型コロナへの対応においては、爆発的な感染拡大を回避できていることの一因となっているとの指摘もある。

その一方で、価値デザイン社会及びSociety5.0の実現を目指す上では、尖った才能を有する一定数の人材が必要であり、我が国では未だにそうした人材が十分とは言えない状況にある。このため、尖った部分が抑え込まれることなく、個々の主体の潜在力を開放し才能を開花させる場が重要となる。

例えば、学校や課外活動の場において、様々な取組(例えば、スーパーサイエンスハイスクールや国立高等専門学校による取組など)が行われているが、このような取組を着実に広げると共に、そのような取組が全国にどの程度存在しているのかを把握し、情報を集約・提供して、このような場を求めている人が容易にアクセスできるようになるための仕組み作りが必要となっている。

また、尖った人材が才能を開花させて活躍し、チャレンジしやすくなるためには、そうした人材に理解を示し、受け入れられる環境が不可欠である。このような環境を作っていくためには、豊かな創造性を持った人たちを育む教育現場の役割が重要になる。2016年12月の中央教育審議会の答申を受けて公示された小・中・高等学校等の学習指導要領に

においては、創造性の涵養を目指した教育を充実させていくことが示された。こうした中、2017年3月に設置された「知財創造教育推進コンソーシアム」では、「新しい創造をすること、および「創造されたものを尊重する」ことを、楽しみながら育むことを目指す「知財創造教育」の推進に取り組み、これまでに知財創造教育の体系化や教育プログラムの収集と作成を実施してきた。また、教育現場と地域社会との効果的な連携・協働を図りながら、地域が一体となって知財創造教育を推進させるための基盤となる「地域コンソーシアム」を、地域が主体となって設置する動きも見られる。今後は、知財創造教育の普及・実践をより一層推進するフェーズにあり、新型コロナウイルスの拡大の影響で、児童生徒が自宅等で充実した学習を行うことができるように、児童生徒1人1台端末の整備スケジュールが加速されるなどの新しい教育環境への対応も検討する必要がある。そして、知財創造教育において育まれた児童生徒は、デジタルシフトした社会を担う「未来人材」になることが期待される。

また、産業界や上記教育環境を含む社会全体のDXを大きく前進させるには、デジタルシフトに対応した人材を短期に集中して育成することが必要である。このような人材を育成し、輩出する大学等の教育機関や企業における積極的な取組も期待される。

(施策の方向性)

- ・ 知財創造教育に関連する教育プログラムの収集・作成を行い、活用を促進するため、これら教育プログラムの効果的な発信方法を検討する。

(短期・中期) (内閣府、経済産業省、文部科学省)

- ・ 多様な学びのニーズへの対応等を可能とするオンライン教育を促進するため、とりわけ授業の過程においてインターネット等により学生等に著作物を送信することについて、改正著作権法(授業目的公衆送信補償金制度)の今年度における緊急的かつ特例的な運用を円滑に進めるとともに、来年度からの本格実施に向けて、関係者と連携しつつ、著作権制度の正しい理解が得られるよう教育現場に対する周知等を行うことに加え、補償金負担の軽減のための必要な支援について検討する。

(短期、中期) (文部科学省)

5. コンテンツ・クリエーション・エコシステムの構築

(1) デジタル時代のコンテンツ戦略

(現状と課題)

ライブエンターテインメントの実施に大きな制約がある中でもクリエーション・エコシステムを支え続けるためには、デジタル時代に大きく変化した事業形態、配信・流通・収益構造、消費者行動等を踏まえて出現してきた新たなコンテンツの提供モデル等を支援する施策が以前にも増して重要である。例えば、デジタル技術を駆使し、電子チケットを活用したライブ配信の市場展開や、VRを活用した事業の可能性が指摘されるなど、新たな動きも見られる。また、オンライン授業の急速な広がりに伴い、デジタル・コンテンツの教育利用に対する需要も高まっている。最新のデジタル技術を駆使することが全ての解になるわけではないことに十分に配慮しつつも、ビジネスや教育、文化芸術も含めた様々な

分野で、デジタル時代における多様なコンテンツのイノベーションを加速化していくべきである。

また、魅力的なコンテンツを生み出し、広く国内外に発信できるような人材を育成・確保することも重要であり、発信力の強化や、若手クリエイターの創作活動の支援等を継続的に実施する必要がある。また、コンテンツの制作環境について、書面による契約や発注が浸透していないなどの課題が指摘 24、25 される中、クリエイターへの適切な対価還元、新たな人材の流入・確保につながるよう、取引・就業環境の透明化・改善に加え、デジタルツールの導入や制作経理の浸透等を通じて、制作現場の生産性向上を図り、好循環を実現していくことが重要である。

さらに、コンテンツは、それそのものの経済効果のみならず、日本への共感の源泉ともなり、インバウンドへの寄与や、多様な商品・サービス展開等大きな可能性を有している。コロナ禍の困難な状況においても、配信モデル等を活用しつつ、世界市場を見据えたコンテンツの展開戦略を進めることが重要である。我が国のコンテンツ国内市場が横ばいを続ける一方、アジア太平洋地域を中心に、海外市場が大きく成長 26 しており、マンガ・アニメ・ゲーム等の優れたコンテンツを数多く有し、世界中のファンから注目を集める我が国にとって、大きなチャンスが生まれている。他方で、海外市場の成長に伴い、アニメやゲームなど、従来は我が国が得意としてきた分野においても、中国・韓国や欧米の企業が、豊富な資金力と国際的なネットワークを生かし、グローバル市場における存在感を増している。これまで我が国は一定規模の国内市場を持っていたこともあり、国内市場を念頭に置いた産業展開が見られ、様々な商慣習等も続いてきたが、今後は、世界を見据えたコンテンツの展開戦略を更に推進していくべきである。

5G、IoTなどを背景として、利用者データをベースとした消費者行動分析によるコンテンツ戦略が可能となっていることから、国・地域ごとのニーズや市場における浸透度の差を踏まえた国・地域毎のきめ細かなローカライズ戦略・マーケティング戦略の策定・推進や、様々な分野との連携・融合や多次的な利用を視野に入れつつ、コンテンツプラットフォームを活用し、コンテンツを広く展開することが必要となっている。国際的なコンテンツプラットフォームの影響力が拡大する中、こうしたプラットフォームから求められる魅力あるコンテンツを生み出すとともに、音楽等の我が国コンテンツの国際的な配信に多言語対応の支援等を進めていくことが必要である。また、過去の日本のテレビドラマやアニメ等には多くの国で人気を博したものがあり、これらのコンテンツについて更なる有効活用を図ることが重要との指摘もある。こうした過去著作物を含め、現在収益化されていないコンテンツの活用をはじめ、国際展開を見据えて様々な権利処理を円滑化していくことが重要である。

また、デジタル化の進展に伴い、コンテンツが特定の媒体（メディア）に紐づくのではなく、様々な媒体が選択可能となってきたことに加え、コンテンツユーザーやアマチュア・クリエイターなども含め、誰もがコンテンツの制作者となり得るUGC（User Generated Content）の流通環境がインターネット上において整備されつつある。さらに、広告収入の分配や投げ銭モデルなど、コンテンツ関連ビジネスの収益構造も大きく変化してきている。このようなコンテンツの創作・流通の活性化において、ブロックチェーン技術やフィンガープリント等の新たな技術を活用しうる状況となってきた中、原コンテンツの創

作者等と n 次コンテンツの創作者等との間の利用者からの支払対価の分配等についても検討を進められてきた。また、配信モデルの隆盛等により、権利処理や利益分配等の円滑化に係るニーズがますます高まっている。こうした状況変化・実態も踏まえ、デジタル時代に応じた著作権に関する政策・関連政策を含めて推進し、日本発のコンテンツ市場の裾野を拡大することが求められている。

加えて、近年、コンテンツ分野における更なる市場成長と社会的意義が期待されている e スポーツについて、関係省庁において、制度的課題の解消など健全かつ多面的な発展のため適切な環境整備に必要に応じて取り組むことが必要である。また、e スポーツは、e スポーツ・コンテンツ市場の成長にとどまらず、周辺関連産業への市場の裾野の拡大や、地域活性化を始めとする多方面への貢献が見込まれることから、関連する政策分野においても e スポーツを適切に位置づけることが重要である。

(施策の方向性)

- 多様な学びのニーズへの対応等を可能とするオンライン教育を促進するため、とりわけ授業の過程においてインターネット等により学生等に著作物を送信することについて、改正著作権法（授業目的公衆送信補償金制度）の今年度における緊急的かつ特例的な運用を円滑に進めるとともに、来年度からの本格実施に向けて、関係者と連携しつつ、著作権制度の正しい理解が得られるよう教育現場に対する周知等を行うことに加え、補償金負担の軽減のための必要な支援について検討する。

(短期、中期) (文部科学省) 【再掲】

- デジタル時代におけるコンテンツの流通・活用の促進に向けて、新たなビジネスの創出や著作物に関する権利処理及び利益分配の在り方、市場に流通していないコンテンツへのアクセスの容易化等をはじめ、実態に応じた著作権制度を含めた関連政策の在り方について、関係者の意見や適切な権利者の利益保護の観点にも十分に留意しつつ検討を行い、2020 年以内に、知的財産戦略本部の下に設置された検討体を中心に、具体的な課題と検討の方向性を整理する。その後、関係府省において速やかに検討を行い、必要な措置を講ずる。

(短期、中期) (内閣府、文部科学省、経済産業省)

- 同時配信等に係る著作隣接権の取扱いなど制度改正を含めた権利処理の円滑化について、関係者の意向を十分に踏まえつつ、運用面の改善を着実に進めるとともに、制度の在り方について、具体的な検討を行い、一定の結論を得て、本年度内の法案の国会提出を含め、必要な見直しを順次行う。

(短期・中期) (総務省、文部科学省)

- クリエイターに適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、デジタル時代における新たな対価還元策やクリエイターの支援・育成策等について検討を進めるとともに、私的録音録画補償金制度については、新たな対価還元策が実現されるまでの過渡的な措置として、私的録音録画の実態等に応じた具体的な対象機器等の特定について、関係府省の合意を前提に文部科学省を中心に検討を進め、2020 年以内に結論を得て、2020 年度内の可能な限り早期に必要な措置を講ずる。

(短期、中期) (文部科学省、内閣府、総務省、経済産業省)

- ・ 音楽分野におけるインディーズ等を含む権利情報を集約化したデータベースの整備及び当該データベースを活用した一括検索サイトの開設等のための実証事業の成果を踏まえ、著作権等管理事業者に権利を預けていない個人クリエイター等の権利情報集約化に関する調査研究を実施し、コンテンツの利活用を促進するための権利処理プラットフォームの更なる充実を図るための検討を行う。

(短期、中期) (文部科学省)

(2) 模倣品・海賊版対策の強化

(現状と課題)

今般の新型コロナがライブエンターテインメントを始めとしたコンテンツ産業に大きな影響をもたらしている中、海賊版コンテンツに対し適切な対策をとることは、クリエイターを始めとしたコンテンツ産業従事者がユーザーによる正規版消費を通じて対価を得ることを可能とするなど、クリエイション・エコシステムの構築のための重要な一要素を構成するほか、海外ユーザーによる正規版消費の機会を増やし、我が国に関わる正規版コンテンツが海外市場への展開を加速する一助となるなど、CJ戦略とも密接な関係性を有するものであり、コロナ禍においても、また収束後の反転攻勢時においても重要な政府の課題として取り組む必要がある。また、新型コロナの拡大により、人との接触を避けるため、長時間の自宅滞在を余儀なくされている中、自宅におけるオンラインでのコンテンツ利用が増大しているとされる。この中には、社会貢献等の一環として無料で提供されるものもある。しかし無料であるがゆえに、コンテンツに対する知的財産の価値に対する意識が低下しているのではないかと指摘がある。適切な対価の支払いなど、著作権保護意識の更なる醸成が求められるとともに、海賊版対策に取り組んでいく必要性が一層高まっている。

2019年10月、知的財産戦略本部検証・評価・企画委員会及び構想委員会における検討を経て、関係府省庁は「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表」を公表した。当該対策メニューは、関係府省庁や関係者が幅広く連携しながら、段階的・総合的に対策を実施していくことを内容としたものである。著作権教育・意識啓発、国際連携・国際執行の強化、検索サイト対策、海賊版サイトへの広告出稿の抑制など、できることから直ちに実施するものとして第1段階に位置付けられた対策については、着実に取組が進められている。また、第2段階に位置付けられた対策のうち「リーチサイト対策」及び「著作権を侵害する静止画（書籍）のダウンロード違法化」については、第201回通常国会（令和2年通常国会）に提出された著作権法改正法案の内容に含まれている。第3段階の対策としてブロッキングが位置付けられており、他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討することとしている。

本年度においても、諸外国における対策の状況等も踏まえつつ、必要に応じて総合的な対策メニュー及び工程表を更新し、実効性のある取組を強化する必要がある。

これらの取組の状況も踏まえ、本年度においても、引き続き厳正な取締りを実施していくとともに、模倣品・海賊版対策の進め方について、民間の取組を支援しつつ、政府一体となって検討を強化していく必要がある。

(施策の方向性)

- ・ インターネット上の海賊版による被害拡大を防ぐため、インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表に基づき、関係府省が連携しながら、必要な取組を進める。その際、各取組の進捗・検討状況に応じて総合的な対策メニュー及び工程表を更新し、被害状況や対策の効果を検証しつつ行う。

(短期、中期) (内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、経済産業省)

- ・ 模倣品・海賊版を購入しないことはもとより、特に、侵害コンテンツについては、視聴者は無意識にそれを視聴し侵害者に利益をもたらすことから、侵害コンテンツを含む模倣品・海賊版を容認しないということが国民の規範意識に根差すよう、各省庁、関係機関が一体となった啓発活動を推進する。

(短期、中期) (警察庁、消費者庁、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省)

- ・ 関連の法制度整備の状況も踏まえつつ、子供の頃から他人の創作行為を尊重し、著作権等を保護するための知識と意識をより一層醸成するため、インターネットを利用して誰もが学べるオンライン学習コンテンツをはじめ著作権教育に資する教材等の開発や、ポータルサイトなどを通じた様々な資料・情報の周知、教職員等を対象とした研修の充実など、効果的な普及啓発を行う。

(短期、中期) (文部科学省)

(3) デジタルアーカイブ社会の実現

(現状と課題)

デジタル技術の進歩や、IoT等の新しい技術の開発・運用により、デジタルアーカイブの取組が立ち上がった1990年代と現在では、社会基盤が大きく変貌した。社会基盤そのもののデジタル化・ネットワーク化が進む中で、少子高齢化による人口減少や労働力不足によりコミュニティ維持が困難になる可能性や、東日本大震災等の巨大災害に加え、台風や火災など、当時と様相を異にする社会問題も顕在化している。そうした環境下でのデジタルアーカイブの有用性・重要性は言うまでもない。デジタルアーカイブは、社会が持つ知、文化的・歴史的資源を効率的に共有し、未来に伝え、現在のみならず将来の知的活動を支える基盤的役割を持っている。その社会基盤としてのデジタルアーカイブ開発には、持続可能性を念頭に置き、環境負荷をできるだけ小さくすることが求められる。

昨今では、新型コロナウイルスの影響により、テレワークのニーズも急速に高まった。さらに、自宅滞在時間の増加に伴い、過去の放送コンテンツ等のデジタルアーカイブ資源の需要が高まっているとの指摘もある。産業界においても急激なDXが進められているところである。これらの社会情勢の変化は、特に遠隔での様々な活動を可能とする社会の基盤としてのデジタルアーカイブの構築や、デジタル技術を用いてコンテンツを利活用できる環境を整備することの重要性をさらに高めている。オープンなデジタルコンテンツが日常的に活用され、様々な分野の創作活動を支える基盤となるデジタルアーカイブ社会の実現を図っていく必要がある。

我が国におけるデジタルアーカイブの「構築・共有」と「活用」の推進は、文化の保存・継承・発展だけでなく、コンテンツの二次的利用や国内外への情報発信の基盤となる取組である。この取組は充実しつつあるが、その中で重要な情報基盤である分野横断型統合ポータルサイト「ジャパンサーチ」を通して、多様なデジタルコンテンツが、教育、学術研

究、観光、地域活性化、防災、ヘルスケア、ビジネスなど様々な分野で利活用されることが期待される。

デジタルアーカイブジャパン推進委員会・実務者検討委員会では、様々な分野におけるデジタルアーカイブの構築・利活用に係る実務的な課題について議論を続けてきた。本年は、昨年取り纏めた「デジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件表示の在り方について（2019年版）」に続いて「デジタルアーカイブのための長期保ガイドライン（2020年版）」を取り纏める。またジャパンサーチの正式版が今夏までに、公開される。

今後は、これらの普及を通して、我が国が保有する多様なデジタルコンテンツをますます拡充させ、さらに広く利活用を推進することが重要である。また、東京2020大会の開催に合わせて、日本文化の海外発信を強化するため、デジタルアーカイブの多言語化や、多様な分野や地域の文化的資源等のデジタルアーカイブとの連携を推進することが期待される。

（施策の方向性）

- ・ 絶版等により入手困難な資料をはじめ、図書館等が保有する資料へのアクセスを容易化するため、図書館等に関する権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に対応したものとするについて、研究目的の権利制限規定の創設と併せて、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ、検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。

（短期、中期）（文部科学省）

工程表「知的財産推進計画2020」重点事項

項目番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
3.イノベーションエコシステムにおける戦略的な知財活用の推進						
(1)創造性の涵養／尖った人材の活躍						
1	知財創造教育に関連する教育プログラムの収集・作成を行い、活用を促進するため、これら教育プログラムの効果的な発信方法を検討する。(短期・中期)	内閣府	知財創造教育に関連する教育プログラムの収集・作成を行い、活用を促進するため、これら教育プログラムについて利便性の高い発信方法を検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		経済産業省	知財創造教育に関連する教育プログラムの提供。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		文部科学省				
9	多様な学びのニーズへの対応等を可能とするオンライン教育を促進するため、とりわけ授業の過程においてインターネット等により学生等に著作物を送信することについて、改正著作権法(授業目的公衆送信補償金制度)の今年度における緊急的かつ特例的な運用を円滑に進めるとともに、来年度からの本格実施に向けて、関係者と連携しつつ、著作権制度の正しい理解が得られるよう教育現場に対する周知等を行うことに加え、補償金負担の軽減のための必要な支援について検討する。(短期、中期)	文部科学省	令和2年度の円滑な運用のため、リーフレットやQ&Aなどを活用した制度の周知を行うとともに、指定管理団体が行う本制度の運営に対する助言を行う。 令和3年度からの本格実施に向けて、関係者と連携しつつ、著作権制度の正しい理解が得られるよう、教職員を対象とした講習会等により、教育現場に対する周知等を行う。さらに、令和3年度の本格的な運用に向け、補償金負担の軽減のための必要な支援について検討。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
5.コンテンツ・クリエイション・エコシステムの構築						
(1) デジタル時代のコンテンツ戦略						
再掲	多様な学びのニーズへの対応等を可能とするオンライン教育を促進するため、とりわけ授業の過程においてインターネット等により学生等に著作物を送信することについて、改正著作権法(授業目的公衆送信補償金制度)の今年度における緊急的かつ特例的な運用を円滑に進めるとともに、来年度からの本格実施に向けて、関係者と連携しつつ、著作権制度の正しい理解が得られるよう教育現場に対する周知等を行うことに加え、補償金負担の軽減のための必要な支援について検討する。(短期、中期)	文部科学省	9に掲載			
108	デジタル時代におけるコンテンツの流通・活用の促進に向けて、新たなビジネスの創出や著作物に関する権利処理及び利益分配の在り方、市場に流通していないコンテンツへのアクセスの容易化等をはじめ、実態に応じた著作権制度を含めた関連政策の在り方について、関係者の意見や適切な権利者の利益保護の観点にも十分に留意しつつ検討を行い、2020年内に、知的財産戦略本部の下に設置された検討体を中心に、具体的な課題と検討の方向性を整理する。その後、関係府省において速やかに検討を行い、必要な措置を講ずる。(短期、中期)	内閣府	知的財産戦略本部の下に設置された検討体を中心に、実態に応じた著作権制度を含めた関連政策の在り方についての具体的な課題と検討の方向性を整理する。その後、関係府省で更に検討を深めるべき事項について、それぞれ速やかに検討を進める。	2020年度及び2021年度の検討結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
	文部科学省					
	経済産業省					

109	同時配信等に係る著作隣接権の取扱いなど制度改正を含めた権利処理の円滑化について、関係者の意向を十分に踏まえつつ、運用面の改善を着実に進めるとともに、制度の在り方について、具体的な検討を行い、一定の結論を得て、本年度内の法案の国会提出を含め、必要な見直しを順次行う。 (短期・中期)	文部科学省	同時配信等に係る著作隣接権の取扱いなど制度改正を含めた権利処理の円滑化について、関係者の意向を十分に踏まえつつ、運用面の改善を着実に進めるとともに、制度の在り方について、具体的な検討を行い、一定の結論を得て、本年度内の法案の国会提出を含め、必要な見直しを順次行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。	
		総務省	同時配信等に係る著作隣接権の取扱いなど制度改正を含めた権利処理の円滑化について、関係者の意向を十分に踏まえつつ、運用面の改善を着実に進める。		
110	クリエイターに適切に対価が還元され、コンテンツの再生産につながるよう、デジタル時代における新たな対価還元策やクリエイターの支援・育成策等について検討を進めるとともに、私的録音録画補償金制度については、新たな対価還元策が実現されるまでの過渡的な措置として、私的録音録画の実態等に応じた具体的な対象機器等の特定について、関係府省の合意を前提に文部科学省を中心に検討を進め、2020年度内の可能な限り早期に必要な措置を講ずる。(短期、中期)	文部科学省	デジタル時代における新たな対価還元策やクリエイターへの支援・育成策等については、知的財産戦略本部の下に設置された検討体などにおいて検討を進め、可能なものから順次、策を講じる。		
		内閣府			
		総務省			
		経済産業省			
	文部科学省	私的録音録画補償金制度については、新たな対価還元策が実現されるまでの過渡的な措置として、私的録音録画の実態等に応じた具体的な対象機器等の特定について、関係府省の合意を前提に文部科学省を中心に検討を進め、可能な限り早期に必要な措置を講ずる。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
	内閣府				
	総務省				
経済産業省					
111	音楽分野におけるインディーズ等を含む権利情報を集約化したデータベースの整備及び当該データベースを活用した一括検索サイトの開設等のための実証事業の成果を踏まえ、著作権等管理事業者に権利を預けていない個人クリエイター等の権利情報集約化に関する調査研究を実施し、コンテンツの利活用を促進するための権利処理プラットフォームの更なる充実を図るための検討を行う。(短期、中期)	文部科学省	著作権等管理事業者に権利を預けていない個人クリエイター等の権利情報集約化に関する調査研究を実施。	前年度の調査研究結果を踏まえたシステム設計を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

(2) 模倣品・海賊版対策の強化

115	インターネット上の海賊版による被害拡大を防ぐため、インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表に基づき、関係府省が連携しながら、必要な取組を進める。その際、各取組の進捗・検討状況に応じて総合的な対策メニュー及び工程表を更新し、被害状況や対策の効果を検証しつつ行う。(短期、中期)	内閣府	インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー及び工程表に基づき、関係府省が連携しながら、必要な取組を進める。その際、各取組の進捗・検討状況に応じて総合的な対策メニュー及び工程表を更新し、被害状況や対策の効果を検証しつつ行う。	
		警察庁		
		総務省		
		法務省		
		文部科学省		
	経済産業省			
117	模倣品・海賊版を購入しないことはもとより、特に、侵害コンテンツについては、視聴者は無意識にそれを視聴し侵害者に利益をもたらすことから、侵害コンテンツを含む模倣品・海賊版を容認しないということが国民の規範意識に根差すよう、各省庁、関係機関が一体となった啓発活動を推進する。(短期、中期)	警察庁	警察白書や警察庁ホームページにおいて知的財産権侵害事犯の検挙状況、主要検挙事例に関する情報を公表。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
		消費者庁	模倣品販売に関する消費者トラブル等について、消費者に対して必要な情報を提供。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
		財務省	国民の意識啓発を図るため、広報活動を実施。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を引き続き実施。
		文部科学省	国内における違法コンテンツ流通防止等に向けた普及啓発活動を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。
		農林水産省	他省庁と連携して啓発活動を実施。	左記の状況を踏まえ、必要な取組を実施。
	経済産業省	知的財産権保護に対する消費者意識の向上を図るため、国内における消費者を対象としたコピー商品撲滅キャンペーンを実施。	左記の実施状況を踏まえ、改善を図りつつ、実施。	
119	関連の法制度整備の状況も踏まえつつ、子供の頃から他人の創作行為を尊重し、著作権等を保護するための知識と意識をより一層醸成するため、インターネットを利用して誰もが学べるオンライン学習コンテンツをはじめ著作権教育に資する教材等の開発や、ポータルサイトなどを通じた様々な資料・情報の周知、教職員等を対象とした研修の充実など、効果的な普及啓発を行う。(短期、中期)	文部科学省	著名キャラクター等を活用した著作権啓発動画の作成及びYouTubeにおける広報、著作権啓発用の冊子の作成などを行うとともに、教員向けの講習会等の実施により効果的な普及啓発を行う。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。

(3) デジタルアーカイブ社会の実現

127	絶版等により入手困難な資料をはじめ、図書館等が保有する資料へのアクセスを容易化するため、図書館等に関する権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に対応したものとすることについて、研究目的の権利制限規定の創設と併せて、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ、検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期、中期)	文部科学省	図書館等に関する権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に対応したものとすることについては、2020年度内早期に文化審議会で検討を開始し、2020年度内に一定の結論で、法案の提出等の措置を講ずる。 研究目的の権利制限規定の創設については、2019年度に実施した調査研究の結果を踏まえ、更なる検討等を行う。	左記の結論を踏まえ、更に必要な検討・取組を実施。
-----	---	-------	---	--------------------------

工程表「知的財産推進計画2019」重点事項

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
2. 「脱平均」の発想で個々の主体を強化し、チャレンジを促す						
①創造性の涵養・尖った人材の活躍						
1	知財創造教育に活用できる教材等の収集や作成を行い、それらを活用して小・中・高等学校において実証授業を行うとともに、教材等を評価する仕組みの導入等を通じて、より秀逸な教材等が提供されることを促進する。(短期、中期)	内閣府	知財創造教育に活用できる教材等の収集や作成を行い、それらを活用して小・中・高等学校等において実証授業を行うとともに、秀逸な教材等の提供が促進される仕組みを検討し整備。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		経済産業省	小・中・高等学校における実証授業で使用するための、知財創造教育に活用できる教材の提供。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
		文部科学省				
10	2018年度著作権教育教材等の検証事業の結果を踏まえ、著作権教育に資する教材等の開発・普及や広報など、効果的な普及啓発を実施する。(短期、中期)	文部科学省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項119に記載			

⑤模倣品・海賊版対策の強化

40	<p>インターネット上の海賊版による被害拡大を防ぐため、効果的な著作権教育の実施、正規版の流通促進、国際連携・国際執行の強化、検索サイト対策、海賊版サイトへの広告出稿の抑制等の対策、その他の実効性がある制度の検討等、関係省庁等において総合的な対策メニューを実施するために必要な取組を進める。その際、取組についての工程表を作成し、進捗及び効果を検証しつつ行う。 (短期、中期)</p>	<p>内閣府</p> <p>警察庁</p> <p>総務省</p> <p>法務省</p> <p>文部科学省</p> <p>経済産業省</p>	<p>工程表「知的財産推進計画2020」重点事項115に記載</p>
41	<p>模倣品・海賊版を購入しないことはもとより、特に、侵害コンテンツについては、視聴者は無意識にそれを視聴し侵害者に利益をもたらすことから、侵害コンテンツを含む模倣品・海賊版を容認しないということが国民の規範意識に根差すよう、各省庁、関係機関が一体となった啓発活動を推進する。 (短期、中期)</p>	<p>警察庁</p> <p>消費者庁</p> <p>財務省</p> <p>文部科学省</p> <p>農林水産省</p> <p>経済産業省</p>	<p>工程表「知的財産推進計画2020」重点事項117に記載</p>
再掲	<p>2018年度著作権教育教材等の検証事業の結果を踏まえ、著作権教育に資する教材等の開発・普及や広報など、効果的な普及啓発を実施する。 (短期、中期)</p>	<p>文部科学省</p>	<p>10に記載(工程表「知的財産推進計画2020」重点事項119に記載)</p>

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
3. 分散した多様な個性の「融合」を通じた新結合を加速する						
③データ・AI等の適切な知活用促進に向けた制度・ルール作り						
57	2018年の著作権法の改正に伴い、ガイドラインの策定や著作権に関する普及・啓発など、法の適切な運用環境の整備を行う。(短期)	文部科学省	2018年の著作権法の改正に伴い、柔軟な権利制限規定の整備については、2019年10月に策定・公表した「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方」等を通じた普及・啓発などを実施。 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備については、令和2年4月の早期施行に伴い、教育関係者及び権利者等により策定したガイドラインの周知等を行うとともに、令和3年度からの制度の本格実施に向け適切な運用環境を整備。	左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施。		
58	研究目的の権利制限規定の創設や写り込みに係る権利制限規定の拡充等、著作物の公正な利用の促進のための措置について、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期、中期)	文部科学省	写り込みに係る権利制限規定の拡充については、令和2年通常国会に提出した著作権改正案の中に盛り込んでいる。 研究目的の権利制限規定の創設については、2019年度に実施した調査研究の結果を踏まえ、更なる検討等を行う。	左記の実施状況を踏まえ、更に必要な検討・取組を実施。		

項目 番号	施策内容	担当府省	短期		中期	
			2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
4. 「共感」を通じて価値が実現しやすい環境を作る						
②クリエイション・エコシステムの構築						
85	コンテンツの利活用を促進するため、音楽分野におけるインディーズ等を含む権利情報を集約化したデータベースの整備及び当該データベースを活用した一括検索サイトの開設等のための実証事業を実施し、権利処理プラットフォームの速やかな構築等を図るをとともに、併せてブロックチェーン技術等を活用した著作物に関する権利処理・利益分配の仕組みの構築のための検討を行う。(短期、中期)	文部科学省 経済産業省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項111に記載			
86	同時配信等に係る著作隣接権の取扱いなど制度改正を含めた権利処理の円滑化について、関係者の意向を十分に踏まえつつ、運用面の改善を着実に進めるとともに、制度の在り方について、年度内早期に関係省庁で具体的な検討作業を開始し、必要に応じた見直しを本年度中に行う。(短期、中期)	総務省 文部科学省	工程表「知的財産推進計画2020」重点事項109に記載			

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）

II 分野別実施事項

3. 投資等分野

(7) 放送を巡る規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
14	インターネットにおける放送コンテンツの円滑な流通に向けた制度整備	<p>a 1. 放送のインターネット同時配信等、2. 拡大集中許諾制度等、3. 孤児著作物の裁定制度及び協議が整わない場合の裁定制度の3点について、総務省は、ローカル局を含めた放送業界としての現状の課題とその原因を基に、要望を具体的に取りまとめる。その上で、総務省とりまとめ案について、総務省及び文化庁が共同して、アウトサイダーを含む権利者や関係者等から意見聴取を行った上で、1、2、3のそれぞれについて検討、結論を得る。各々の結論については、文化庁において再度権利者や関係者等からの合意を得たうえで、著作権等に係る法的な検討を行い、優先度の高いものから順次制度設計を行い、法案概要を作成する。特に、放送のインターネット同時配信等を著作権法上、放送と同等に扱うことについては丁寧に議論を行う。</p> <p>b インターネット配信まで見据えた、放送事業者と権利者がWin-Winの関係となる契約を促す観点から、放送事業者が権利者に支払うべき適切な使用料について議論を行うよう、放送事業者と権利者の間で検討の場が設けられるよう、必要な措置を講ずる。</p> <p>c ローカル局によるネット配信の促進に向け、いかなる支援を必要としているかについて、総務省において調査・検討を行い、その結果を踏まえて、例えば、相談窓口の設置、人材支援等、必要な支援策を講ずる。</p> <p>d インターネット同時配信以外の、その他ウェブキャストにおける権利処理の在り方について、総務省においてウェブキャスト事業者の権利処理における課題・要望を整理し、文化庁がその検討状況を踏まえつつ、集中管理の促進による権利処理の円滑化を図る。</p>	<p>a：1、3については、令和2年8月末まで要望を取りまとめ、令和2年10月末までに検討・結論、令和2年12月末までに制度設計及び法案概要を作成した上で、令和3年通常国会での法案成立を目指す。2については、1、3を優先的に措置した上で、令和3年中に改めて可否を明らかにする。</p> <p>b：令和2年度措置</p> <p>c：令和2年度調査・検討・結論、令和3年度措置</p> <p>d：令和2年度検討・結論</p>	<p>a, d：総務省 文部科学省 b, c：総務省</p>

（参考）規制改革推進に関する答申（令和2年7月2日規制改革推進会議）

※検討に当たっての留意事項が、下記のとおり示されている。

II 各分野における規制改革の推進

3. 投資等分野

（6）放送を巡る規制改革

ウ インターネットにおける放送コンテンツの円滑な流通に向けた制度整備

（前略）

インターネットにおける放送コンテンツの円滑な流通に向けた制度整備に向けて、以下の措置を講ずるべきである。

その際、放送のインターネット同時配信等、拡大集中許諾制度等、孤児著作物（権利者が不明である場合）の裁定制度及び協議が整わない場合の裁定制度に関する検討を行う際には、国際条約との整合性、放送法との関係（放送法上の放送の定義等）、放送のインターネット同時配信等の範囲明確化（同時配信、追っかけ配信、見逃し配信）、「ふたかぶせ」の現状とその原因の追究（著作権者の意見聴取を含む）、改革実施後の権利者の権利の尊重、これまでの当会議・文化庁の議論に十分配慮を行うべきである。

経済財政運営と改革の基本方針2020～危機の克服、そして新しい未来へ～

（令和2年7月17日閣議決定）

第3章 「新たな日常」の実現

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備 （デジタルニューディール）

（4）変化を加速するための制度・慣行の見直し

② デジタル時代に向けた規制改革の推進

デジタル技術の活用を前提とした書面・対面規制や業規制の見直し、技術進歩に対応した迅速・柔軟な規制体系への転換など、デジタル時代に向けて、重点的な見直し事項を定めて、規制・制度の見直しを行う。また、規制を新設・変更する際に、デジタル化の視点を踏まえた制度設計となっているか事前評価を行う標準的な手続を整備する。放送のネット同時配信等の著作権処理円滑化等を図るため、2021年通常国会での法案成立を目指す。（後略）

成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）

1. 新しい働き方の定着

（2）新たに講ずべき具体的施策

xi) 初等中等教育段階における Society5.0 時代に向けた人材育成

- ・授業目的公衆送信補償金制度について、今年度は無償とする緊急的・特例的な運用を円滑に進めるとともに、来年度からの本格実施に向けて、補償金負担の軽減のための必要な支援を検討する。

3. デジタル市場への対応

（2）新たに講ずべき具体的施策

v) DX（デジタルトランスフォーメーション）の促進

- ・デジタル時代におけるコンテンツの流通・活用の促進に向けて、新たなビジネスの創出や著作物に関する権利処理及び利益分配の在り方、市場に流通していないコンテンツへのアクセスの容易化等をはじめ、実態に応じた著作権制度を含めた関連政策の在り方について、関係者の意見や適切な権利者の利益保護の観点にも十分に留意しつつ検討を行い、2020 年内に、知的財産戦略本部の下に設置された検討体を中心に、具体的な課題と検討の方向性を整理する。その後、関係府省において速やかに検討を行い、必要な措置を講ずる。

4. オープン・イノベーションの推進

（2）新たに講ずべき具体的施策

iv) 自律的なイノベーション・エコシステムの構築

③ 戦略的な知的財産・標準活用の推進

- ・初等中等教育において児童・生徒の創造性を育む知財創造教育を推進するため、実証授業を全国で実施するとともに、2020 年度中に、推進拠点となり得る学校の要件を検討し、選定手法を整備する。
- ・インターネット上の海賊版について、2019 年 10 月の総合的な対策メニュー及び工程表に基づき、正規版の流通促進や、国際連携・国際執行の強化など、総合的な対策を実施する。

6. 個別分野の取組

（2）新たに講ずべき具体的施策

iii) スマート公共サービス

③世界で一番企業が活動しやすい国の実現

ウ) 裁判手続等の IT 化の推進

- ・オンラインでの紛争解決（ODR）の推進に向けて、民間の裁判外紛争解決手続（ADR）に関する紛争解決手続における和解合意への執行力の付与や認証 ADR 事業者の守秘義務強化等の認証制度の見直しの要否を含めた検討、金融 ADR 制度の指定紛争解決機関、下請かけこみ寺等に加えて、国民生活センター等の行政型 ADR や離婚後の養育費、面会交流の取決め・履行確保等におけるオンラインでの非対面・遠隔での相談や手続の実施等に関する検討、プラットフォーム型の電子商取引を介した消費者取引に関するプラットフォーム事業者による ODR の設置の推進等に関する検討を 2020 年度中に進める。

6. 個別分野の取組

(2) 新たに講ずべき具体的施策

ㄱ) 海外の成長市場の取り込み

② 日本企業の国際展開支援

イ) ルールに基づく自由で公正な経済秩序の構築

(経済連携交渉)

- ・交渉中の RCEP 協定の年内署名及び早期発効を目指すとともに、日英間の経済パートナーシップの構築に速やかに取り組む。日トルコ EPA、日中韓 FTA を含むその他の経済連携交渉を戦略的かつスピード感を持って推進する。加えて、TPP11 協定の参加国・地域の拡大について議論を進めていく。また、国内では EPA の利活用を促進していく。

令和2年度革新的事業活動に関する実行計画（令和2年7月17日閣議決定）

1. 新しい働き方の定着

xi) 初等中等教育段階におけるSociety5.0時代に向けた人材育成

2020年度	2021年度	2022年度	2023～2025年度	担当大臣	KPI
<p>予算編成 税制改正要望</p> <p>秋～年末</p> <p>通常国会</p> <p>初等中等教育段階におけるICT環境整備</p>					
<p>全ての児童生徒に対して、最新技術を活用した世界最先端の質の高い教育を実現するとともに、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、不安なく学習が継続できるよう、ICTを活用した学びの環境について関係者間で丁寧に検討</p>				【総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣】	<ul style="list-style-type: none"> 無線LANの普通教室への整備を2020年度までに100%とする 学習者用コンピュータについて、2020年度までに義務教育段階の全学年の児童生徒1人に1台端末を目標とする
<p>無線LANの普通教室への整備、義務教育段階の全学年の児童生徒1人に1台端末を整備、端末の家庭への持ち帰りへの対応</p>					
<p>BYOD(Bring Your Own Device)等の活用方法、ICT機器等の標準仕様書例、教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインについて全国の教育委員会、学校等へ周知</p>					
<p>学校のICT環境のクラウド化の方策について周知</p>				【文部科学大臣、経済産業大臣】	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県及び市町村におけるIT環境整備計画の策定率について、2020年度までに100%を目指す
<p>SINETの活用モデルの提示など導入に向けた準備</p>		<p>トライアル・先行実施</p>	<p>本格運用</p>		
<p>デジタル教科書は、児童生徒の学習の充実や障害等による学習上の困難の程度の低減に大きな可能性を有する新たな教材であることから、教育現場における効果的な活用を促進</p>				【文部科学大臣】	
<p>デジタル教科書の今後の在り方等について、現行規定の見直しを含めた検討に今年度着手し、2021年度中に結論を得る</p>		<p>結論を得次第、必要な措置を実施</p>			
<p>授業目的公衆送信補償金制度について、今年度は無償とする緊急的・特例的な運用を円滑に進めるとともに、来年度からの本格実施に向けて、補償金負担の軽減のための必要な支援を検討</p>		<p>左記の実施状況を踏まえ、必要な取組を実施</p>			

3. デジタル市場への対応

v)DX(デジタルトランスフォーメーション)の促進

2020年度		2021年度	2022年度	2023～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望	秋～年末	通常国会				
デジタルガバナンス・コードの取りまとめ		様々な業界団体と連携した普及促進			【経済産業大臣】	<ul style="list-style-type: none"> 企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業(ユニコーン)又は上場ベンチャー企業を2025年度までに50社創出
デジタルガバナンス・コードの基本的事項に対応する企業の認定制度と「DX銘柄」の連動に向けた検討		認定制度と連動した「DX銘柄」の開始				
投資家等ステークホルダーによる個別企業のDX取組状況の評価を促進する上で有効な業種別の指標の策定						
非上場企業や中小企業におけるデジタルガバナンス・コードの普及促進、優良企業選定等の開始						
上水道事業向けの水道情報活用システムについて、全国の水道事業体に対し導入支援の実施					【厚生労働大臣、経済産業大臣】	
水道標準プラットフォームの他の社会インフラへの展開に向けた、情報共有範囲等の整理やデータ形式の標準化の開始		他の社会インフラへの展開、導入促進			【経済産業大臣】	
「デジタルアーキテクチャ・デザインセンター」を中心に、複数の事業者間等でのデータの連携・活用を促進する共通技術仕様(アーキテクチャ)を①規制関係、②政府・公共調達関係、③産業基盤関係の3分野で策定					【経済産業大臣】	
先導的プロジェクトを開始						
デジタル時代におけるコンテンツの流通・活用の促進に向けた著作権制度を含めた関連政策の在り方について、具体的な課題と検討の方向性の整理		左記整理を踏まえた必要な対応の実施		左記の実施状況を踏まえ、必要な対応の実施	【内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(知的財産戦略))、文部科学大臣、経済産業大臣】	
権利情報データベースやブロックチェーン技術等を活用した、インターネット同時配信等に係る放送コンテンツの権利処理の円滑化、効率化のための仕組みの整備						
ローカル局を含む放送局、製作会社等が、多様で良質なコンテンツを効率的・安定的に配信し、個人属性に応じたコンテンツの視聴等を可能とするコンテンツ・プラットフォームの実現を促す					【総務大臣、文部科学大臣】	
					【総務大臣】	

4. オープン・イノベーションの推進

iv) 自律的なイノベーション・エコシステムの構築

2020年度		2021年度	2022年度	2023～2025年度	担当大臣	KPI
<p>予算編成 税制改正要望</p> <p>秋～年末</p> <p>通常国会</p>						
<p>知財ビジョンに掲げられた価値デザイン社会の実現</p> <p>「知的財産戦略ビジョン」(平成30年6月12日知的財産戦略本部決定)に掲げられた「価値デザイン社会」を実現するため、毎年「知的財産推進計画」を決定し、施策を推進</p>					<p>【内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(知的財産戦略))】</p>	<p>・ 中小企業の特許出願に占める割合を2022年まで約15%とし、知財戦略構築のためのハンズオン支援を毎年度250件実施する</p>
<p>経営をデザインすることを加速するため、「経営デザインシート」の企業における投資家向けの報告書等での活用や金融機関による事業性評価等での活用等を促進する</p>		<p>左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施</p>		<p>【内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(金融)、内閣府特命担当大臣(知的財産戦略))、経済産業大臣】</p>		
<p>「価値デザイン経営」の考え方をより一層普及させるため、経営デザインシートの活用を広げ、普及の担い手の組織化を推進する</p>		<p>左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施</p>			<p>【内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(知的財産戦略))】</p>	
<p>経営をデザインする考え方を普及するための基本指針を整備し公表する</p>		<p>左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施</p>		<p>【内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(知的財産戦略))】</p>		
<p>デザイン経営の推進</p>		<p>企業等に「デザイン経営」の導入を促進するための普及・啓発等の必要な措置を実施</p>			<p>【経済産業大臣】</p>	
<p>デザインの保護の推進</p>		<p>意匠法における保護対象の拡大、関連意匠制度の拡充等を踏まえ、法の適切な運用環境を整備するため、改訂意匠審査基準を含む新制度の周知及び意匠審査体制の整備等を実施</p>		<p>【内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(知的財産戦略))、文部科学大臣、経産大臣】</p> <p>【内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(知的財産戦略))、文部科学大臣】</p>		
<p>知財創造教育の推進</p>		<p>左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施</p>				
<p>初等中等教育において、児童・生徒の創造性を育む知財創造教育を推進するため、教材等を収集・作成するとともに、これらを活用した実証授業を全国で実施する。</p>		<p>左記の取組を踏まえ、必要な措置を実施</p>		<p>【内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(知的財産戦略))、文部科学大臣、経産大臣】</p> <p>【内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(知的財産戦略))、文部科学大臣】</p>		
<p>知財創造教育の推進拠点となる教員や学校の選定要件等を検討し、2020年度中にその選定手法を整備。</p>		<p>推進拠点となる教員や学校を選定し、知財創造教育の普及・実践を促進する。</p>				

4. オープン・イノベーションの推進

iv) 自律的なイノベーション・エコシステムの構築

2020年度	2021年度	2022年度	2023～2025年度	担当大臣	KPI
<p>予算編成 税制改正要望</p> <p>秋～年末</p> <p>通常国会</p>					
<p>在外日系中堅・中小企業における営業秘密管理委体制整備支援</p> <p>海外における重要な技術情報等の流出を防ぐ体制を整備・強化するため、アジア等の海外における日系企業の営業秘密管理体制の構築支援等を実施</p>				【経済産業大臣】	
<p>インターネット上の海賊版に対する総合対策</p> <p>インターネット上の海賊版について、2019年10月に取りまとめた総合的な対策メニュー及び工程表に基づき、正規版の流通促進や国際連携・国際執行の強化など、総合的な対策を着実に実施する。その際、各取組の進捗・検討状況に応じて総合的な対策メニュー及び工程表を更新し、被害状況や対策の効果を検証しつつ行う。</p>				【内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(知的財産戦略)、国家公安委員会委員長)、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣】	
<p>デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した著作権システムの構築</p> <p>平成30年著作権法改正に伴い、策定したガイドラインによる普及啓発など、法の適切な運用環境の整備を行う。</p> <p>権利情報を集約したプラットフォームの更なる充実に向けた調査研究やそれを踏まえたシステム設計を実施</p>				【文部科学大臣】	
<p>不正競争防止法の改正内容に関する周知・徹底</p> <p>平成30年における不正競争防止法改正内容や、改正に伴い、法の適切な運用環境を整備するために策定した「限定提供データに関する指針」に関する普及・啓発などの必要な措置を実施</p>				【経済産業大臣】	

6. 個別分野の取組

iii) スマート公共サービス

③世界で一番企業が活動しやすい国の実現

2020年度	2021年度	2022年度	2023～2025年度	担当大臣	KPI
<p style="text-align: center;">予算編成 税制改正要望</p> <p style="text-align: center;">秋～年末</p> <p style="text-align: center;">通常国会</p> <p>裁判手続等のIT化の推進</p> <p>オンラインでの紛争解決(ODR)の推進に向けて、IT・AI技術を一層適正に活用するため、</p> <p>民間の裁判外紛争解決手続(ADR)に関する認証制度の運用の検証、紛争解決手続における和解合意への執行力の付与や認証ADR事業者の守秘義務強化等の認証制度の見直しの要否を含めた検討</p> <p>金融ADR制度の指定紛争解決機関、下請かけこみ寺等に加えて、国民生活センター等の行政型ADRや離婚後の養育費、面会交流の取決め・履行確保等におけるオンラインでの非対面・遠隔での相談や手続の実施等に関する検討</p> <p>プラットフォーム型の電子商取引を介した消費者取引に関するプラットフォーム事業者によるODRの設置の推進等に関する検討</p> <p>民間団体等における実証の進捗状況等を踏まえたシェアリングエコノミーモデルガイドライン等への反映の要否を含めた検討</p> <p>を2020年度中に進める</p> <p>越境消費者紛争の増加に対応するため、国民生活センター・越境消費者センターについて、人的態勢や対応言語の強化、IT技術を活用した相談処理の検討、各地の消費生活センターと情報共有等を図るための新しい方法の検討等を行い、態勢・機能を強化する。</p>				<p>【法務大臣】</p> <p>【内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(金融)、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全担当)、個人情報保護委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣)、総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】</p> <p>【内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全担当))】</p> <p>【内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣)】</p> <p>【内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全担当))】</p>	<p>・2030年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本がG20で1位になる</p>

6. 個別分野の取組

x) 海外の成長市場の取り込み

② 日本企業の国際展開支援

2020年度		2021年度	2022年度	2023～2025年度	担当大臣	KPI
予算編成 税制改正要望	秋～年末	通常国会				
<p>ルールに基づく自由で公正な経済秩序の構築(WTO改革)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際貿易・投資の活性化に資する電子商取引や投資円滑化等の新たな分野におけるルール形成、紛争解決手続改革、通報強化・透明性向上を含めた世界貿易機関(WTO)改革を、有志国と連携しながら進める 			更なる取組を推進		<p>【総務大臣、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣】</p> <p>【内閣総理大臣(経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全))、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】</p> <p>【内閣総理大臣(経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全))、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣】</p> <p>【外務大臣、経済産業大臣】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 速やかにRCEP交渉妥結を目指し、これを通じてFTA比率が70%を超える 2020年までに100の国・地域を対象とする投資関連協定(投資協定及び投資章を含む経済連携協定)の署名・発効 <p>(注) 本KPIについては、2016年以降の取組の成果について2021年以降、検証を実施する</p>
<p>ルールに基づく自由で公正な経済秩序の構築(経済連携交渉)</p> <ul style="list-style-type: none"> 交渉中のRCEPの年内署名・早期発効を目指すとともに日英間の経済パートナーシップの構築に速やかに取り組む。日トルコEPA、日中韓FTAを含むその他の経済連携交渉を戦略的かつスピード感を持って推進。加えて、TPP11協定の参加国・地域の拡大について議論を進める これまでに締結したEPAについて、一層質の高いものとするべく、見直し協議に取り組む 国内では、EPAの利活用を促進 						
<p>ルールに基づく自由で公正な経済秩序の構築(投資関連協定・租税条約)</p> <ul style="list-style-type: none"> 交渉中の投資関連協定については質の高い協定の早期妥結を目指す。経済界の具体的なニーズ、相手国の事情等に応じつつ、中東、中央アジア、中南米、アフリカ等未締結の国々との間で交渉を積極的に進める 我が国企業の健全な海外展開を支援する上で必要な租税条約ネットワークの質的・量的拡充を進める 			更なる取組を推進			
<p>ルールに基づく自由で公正な経済秩序の構築(政府間・民間対話)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公平な競争条件の確保に向けた、各国との連携及び二国間や地域レベルでの政府間・民間の対話を通じた経済関係の深化 日本企業が果たす現地社会への貢献の発信を通じた自由貿易の互惠性の確認 			更なる取組を推進			

第2章 取り組む施策

IV. 強靱な経済構造の構築

3. リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速

(前略) 遠隔教育に関しては、総合経済対策で掲げられた目標である、令和5年度までの児童生徒1人1台端末の整備スケジュールの加速、学校現場へのICT技術者の配置の支援、在宅・オンライン学習に必要な通信環境の整備を図るとともに、在宅でのPC等を用いた問題演習による学習・評価が可能なプラットフォームの実現を目指す。また、EdTechの学校への導入や在宅教育を促進するオンライン・コンテンツの開発を進める。学校等の授業をオンラインで行う場合、教材として使用する著作物について個々に許諾を得ることなく使用できるようにするための授業目的公衆送信補償金制度について、教育現場の負担に十分に配慮した形で、本年4月中からの暫定的な運用開始を目指す。また、新型コロナウイルスの感染拡大により、休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、特例的な措置として、児童生徒等の教育機会確保のための施策を講ずる(下記「○遠隔教育について実施すべき事項」)。(後略)

- ・ 授業目的公衆送信補償金制度の早期施行(文部科学省)

○遠隔教育について実施すべき事項

新型コロナウイルスの感染拡大により、休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、特例的な措置として、以下のような柔軟な運用も含め、家庭での学習支援等による児童生徒等の教育機会確保のための施策を講ずる。

(5) オンラインでの学びに対する著作権要件の整理

デジタルの資料配布を原則許諾不要・補償金とする著作権法の一部を改正する法律は公布日(平成30年5月25日)から3年以内に施行されるとなっているところ、これを即時に施行するとともに、令和3年度からの本格実施に向けて補償金負担の軽減のための必要な支援について検討する。

(以上)